

概要版

熊本県障がい福祉計画(案) 〔 第4期：平成27年度～平成29年度 〕

(注)

障害福祉サービス等の見込量は、精査中であり、今後、異動が生じる。
当資料は、平成26年11月末時点で厚生労働省に中間報告を行った際の見込量等を記載。

熊本県障がい者支援課

障害福祉計画について

1 障害福祉計画について

- ・ 障害者総合支援法に基づき、市町村及び都道府県においては、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めなければならない（法第88条第1項、第89条第1項）。国の基本指針に基づき、3年を1期として計画を作成。

2 障害福祉計画に定める事項

【市町村計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 など

【都道府県計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 など

3 都道府県計画及び市町村計画について

- ・ 都道府県計画においては、市町村計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整を行うことが必要。

第4期障害福祉計画に係る基本指針について

1

これまでの経緯等

- ・ 市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末であることから、平成27年度を初年度とする第4期計画（H27～H29年度）を、平成26年度中に策定する必要がある。
- ・ 第4期計画の作成に係る国の基本指針の見直しについては、平成26年5月15日に告示（厚生労働省告示第231号）が行われ、同日付けで各都道府県障害保健福祉主管部長宛に通知が行われた。
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）平成26年5月15日付け障企発0515第1号
「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について（平成26年5月15日付け障企自発0515第1号）

2

第4期障害福祉計画に係る基本指針の主な内容

【計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入】

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表 等

【個別施策分野：成果目標に関する事項】

福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）

地域生活支援拠点等の整備（新規）

福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野：その他】

障害児支援体制の整備（新規）

計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

第4期障害福祉計画に係る基本指針（平成26年5月15日告示）

計画の作成プロセス等に関する事項（PDCAサイクルの導入）

- ・ 成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる。
- ・ 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その成果について公表することが望ましい。

個別施策分野：成果目標に関する事項

- 【福祉施設から地域生活への移行促進（継続）】 H29を目標年度
- 施設入所者の地域生活への移行
 - H25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行
 - 施設入所者数の削減
 - H25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減
- 【精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）】
- H29年度における入院後3か月時点の退院率：64%以上
 - H29年度における入院後1年時点の退院率：91%以上
 - H29.6末時点の長期在院者数をH24.6末時点の長期在院者数から18%以上減少
- 【地域生活支援拠点等の整備（新規）】
- 障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、H29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
- 【福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）】
- 福祉施設から一般就労への移行 H24年度実績の2倍以上
 - 就労移行支援事業の利用者をH25年度末から6割以上増加
 - 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

個別施策分野：その他

- 【支援の質の向上】
- 研修関係
 - 強度行動障害支援者養成研修
 - 罪を犯した障害者等への研修 等
 - 障害者虐待防止、権利擁護
 - 事業者における従業員研修
 - 高齢者等の虐待防止との連携
 - 成年後見制度の利用促進 等
- 【相談支援】
- サービス等利用計画作成の体制確保
 - 地域移行支援の提供体制の確保
 - 地域定着支援の提供体制の充実
- 【障害児支援】
- 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援、提供体制の構築
 - 児童福祉法に定める6つの支援類型・障害児相談支援の利用児童数等の見込み
 - 障害児支援のための基盤整備

市町村・都道府県の役割

成果目標	市町村	都道府県
<p>施設入所者の地域生活への移行</p>	<p>施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 （少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる （より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数（削減を目指す。） 	<p>市町村と調整の上、施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 （少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる （より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数（削減を目指す。）
<p>入院中の精神障害者の地域生活への移行</p>	<p>都道府県の成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 	<p>入院中の精神障害者の地域生活への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 （少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる （より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

市町村・都道府県の役割

成果目標	市町村	都道府県
<p>障害者の地域生活の支援</p>	<p>拠点等の整備に関する内容を検討する。 (少なくとも1年に1回)実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる</p>	<p>広域的見地から、拠点等の整備に関する内容を検討する。 市町村が整備を進めるにあたっての必要な支援。 (少なくとも1年に1回)市町村又は圏域ごとの実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる</p>
<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) 	<p>市町村と調整の上、福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 ・障害者トライアル雇用事業の開始者数 ・職場適応援助者による支援の対象者数 ・障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 障害者が地域で暮らせる社会に
自立と共生の社会を実現

施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の増加

施設入所者数の削減

(都道府県・市町村)

生活介護の利用者数、利用日数
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
施設入所支援の利用者数 施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院後3か月時点の退院率の上昇

入院後1年時点の退院率の上昇

在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

障害者の地域生活の支援

地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

就労移行支援の利用者数、利用日数
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

(都道府県)

公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
委託訓練事業の受講者数
障害者試行雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業の利用者の増加

就労移行支援事業所の就労移行率の増加

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

1 計画の概要

背景・趣旨、位置付け

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定するもの
- ・ 平成27年3月に策定した「第5期熊本県障がい者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付け

計画の期間

- ・ 平成27年度から平成29年度までの3年間

計画の推進体制

- ・ PDCAサイクルにより、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じる

2 計画の基本方針

基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (2) 相談支援の提供体制の確保
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保

3 障がい者等を取り巻く状況

- (1) 統計データ（人口の状況、障がい者等の状況）
- (2) アンケート調査
- (3) 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
- (4) 障害福祉サービスの体系

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

4

成果目標と活動指標（平成29年度を目標年度とする成果目標を設定）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加
施設入所者(H25年度末)の10.0%の298人が地域生活へ移行
- (2) 施設入所者数の減少
施設入所者(H25年度末)の4.0%の120人減少

項目	数値	考え方
H25年度末時点における入所者（A）	2,984人	H26.3.31の施設入所者数
目標年度入所者（B）	2,864人	H29年度末時点の施設入所者数
【目標値】減少見込（A-B）	120人 (4.0%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	298人 (10.0%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

3 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つ（県内11か所）整備することを基本に、各市町村及び各圏域における協議会等の議論も踏まえ、広域的な見地から必要な支援を行う。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- (1) 入院後3か月時点の退院率の上昇
H29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上
- (2) 入院後1年時点の退院率の上昇
H29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上
- (3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少
H29.6末時点の長期在院者数をH24.6末時点の長期在院者数(5,475人)から18%以上(986人)減少

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度における入院後3か月時点の退院率	64%	H29年度において入院後3か月経過時点の退院率
【目標値】目標年度における入院後1年時点の退院率	91%	H29年度において入院後1年経過時点の退院率
H24.6末時点の長期在院者の数	5,475人	H24.6末時点において入院期間が1年以上の長期在院者の数
【目標値】目標年度における長期在院者数の減少率	18% (986人)	H29.6末時点において入院期間が1年以上の長期在院者数のH24.6末時点からの減少率

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

4

成果目標と活動指標（平成29年度を目標年度とする成果目標を設定）

4 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
H24年度実績（139人）の1.5倍の年間209人
- (2) 就労移行支援事業の利用者数の増加
H25年度末利用者数（486人）から6割以上増加し、778人
- (3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

- (4) 障がい者の就労支援に向けた取組み
工賃向上計画の策定・推進
障がい者優先調達推進方針の策定・推進

項目	数値	考え方
H24年度の一般就労移行者数	139人	H24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	209人 (1.50倍)	H29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
H25年度末の就労移行支援事業の利用者数	486人	H25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	778人 (1.60倍)	H29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上	50%	H29年度末において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	209件	H29年度において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援を受ける件数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	18人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、委託訓練事業を受講する者の数
障害者トライアル雇用事業の開始者数	105人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち障害者トライアル雇用事業を開始する者の数
職場適応援助者による支援の対象者数	105人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援を受ける者の数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	209人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が障害者就業・生活支援センターの支援対象者とした時の数

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

5

障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

市町村障害福祉計画における数値を基本として、平成29年度までの各年度における必要な量の見込みを設定

1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

訪問系

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
61,074時間/月
2,955人/月

居住系

共同生活援助
2,950人/月
施設入所支援
2,929人/月

日中活動系

生活介護
106,130人日/月
5,328人/月

自立訓練
(機能訓練)
1,107人日/月
66人/月

自立訓練
(生活訓練)
7,969人日/月
443人/月

就労移行支援
15,200人日/月
914人/月

就労継続支援
(A型)
62,682人日/月
3,364人/月

就労継続支援
(B型)
66,406人日/月
3,695人/月

療養介護
691人/月

短期入所
(福祉型)
3,674人日/月
719人/月

短期入所
(医療型)
683人日/月
185人/月

相談支援

計画相談
支援
2,976人/月

地域移行
支援
87人/月

地域定着
支援
78人/月

2 障がい児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

通所支援

児童発達支援
9,723人日/月 2,158人/月

放課後等デイサービス
16,632人日/月 2,321人/月

保育所等訪問支援
267人日/月 204人/月

医療型児童発達支援
196人日/月 37人/月

入所支援

福祉型児童入所支援
350人/月

医療型児童入所支援
516人/月

相談支援

障害児相談支援
1,078人/月

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

6 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

- 1 基本的な考え方
サービスを担う人材の確保や資質の向上、サービスの質の向上、障害者虐待防止、権利擁護の取組みを推進
- 2 実施する事業の内容
 - (1) サービスの提供に係る人材の育成
 - (2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
 - (3) 障がい者等に対する虐待の防止、権利擁護の取組み

7 障がい児施策の充実等

- 1 基本的な考え方
障がいのある子及び家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供
- 2 具体的施策
 - (1) 地域の療育支援体制の整備等
こども総合療育センターを拠点とした地域の療育機関の支援
在宅の重症心身障がい児の日中活動の場の確保 等
 - (2) 発達障がいに関する支援
発達障がいに関する相談支援体制の充実 等

8 地域生活支援事業の実施

- 1 事業の実施に関する考え方
障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村が実施する地域生活支援事業に加えて、県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業等を実施
- 2 実施する事業の内容
 - (1) 専門性の高い相談支援事業
(例)発達障害者支援センター運営事業 等
 - (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
(例)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 等
 - (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
(例)盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 等
 - (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - (5) 広域的な支援事業
(例)精神障害者地域生活支援広域調整等事業 等
 - (6) サービス・相談支援者、指導者育成事業
(例)障害支援区分認定調査員等研修事業 等
 - (7) 任意事業
(例)日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援 等

9 熊本県障がい福祉計画（第1期～第3期）の実績

障害福祉サービス、障がい児支援等の必要な量の見込み

第3期計画〔平成24年度～平成26年度〕（実績、実績（見込み））
第4期計画〔平成27年度～平成29年度〕（見込み）

（注）

障害福祉サービス等の見込量は、精査中であり、今後、異動が生じる。
当資料は、平成26年11月末現在で厚生労働省に中間報告を行った際の見込量等を記載。

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（訪問系サービス）

（1）訪問系サービス

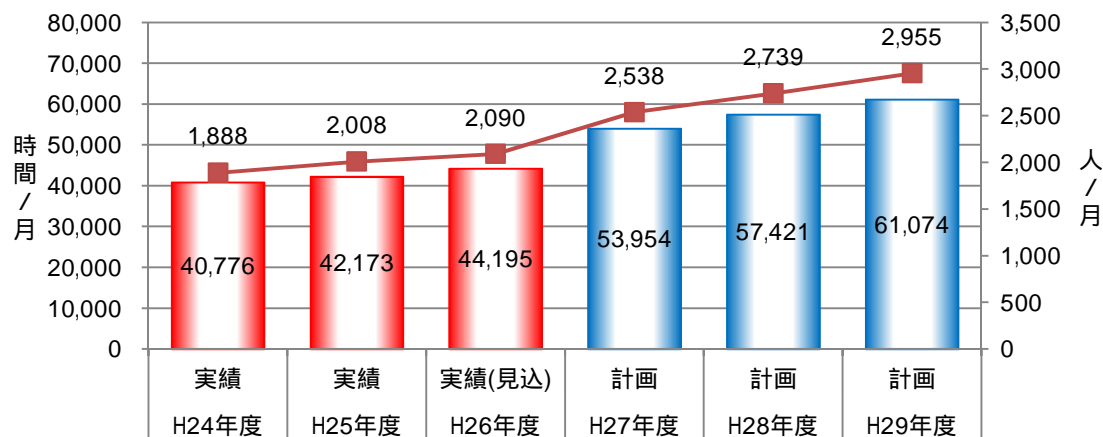
- 居宅介護 : 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
- 重度訪問介護 : 重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
- 同行援護 : 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
- 行動援護 : 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
- 重度障害者等包括支援 : 介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】

H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.38倍、利用者数約1.41倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
時間/月	40,776	42,173	44,195	53,954	57,421	61,074
人/月	1,888	2,008	2,090	2,538	2,739	2,955

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

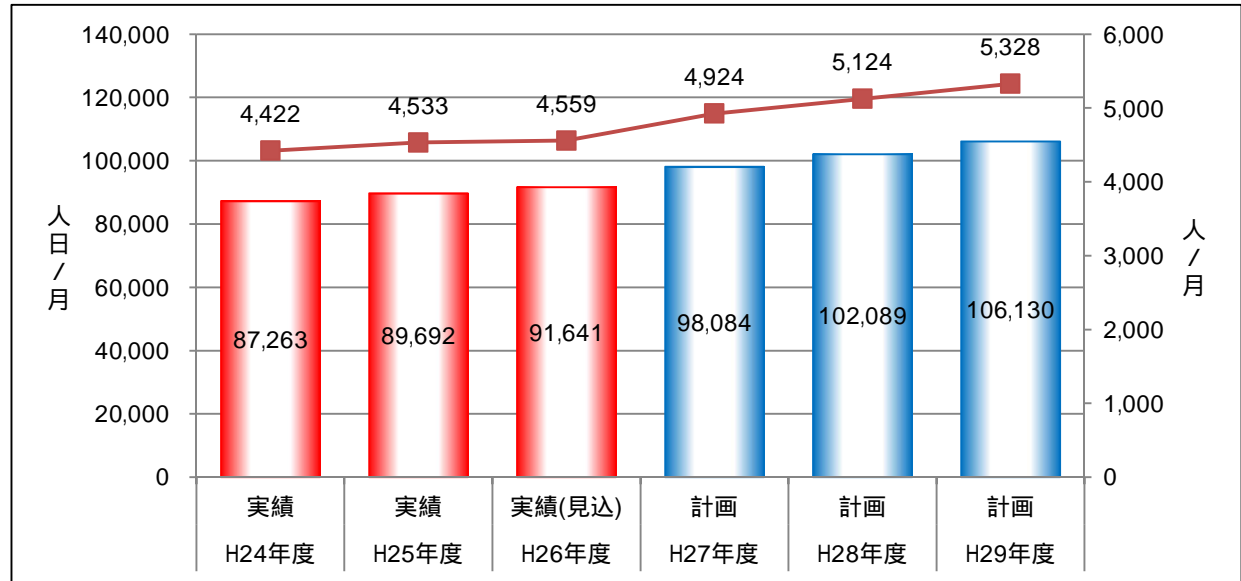
（2）日中活動系サービス

生活介護：常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.16倍、利用者数約1.17倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	87,263	89,692	91,641	98,084	102,089	106,130
人/月	4,422	4,533	4,559	4,924	5,124	5,328

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

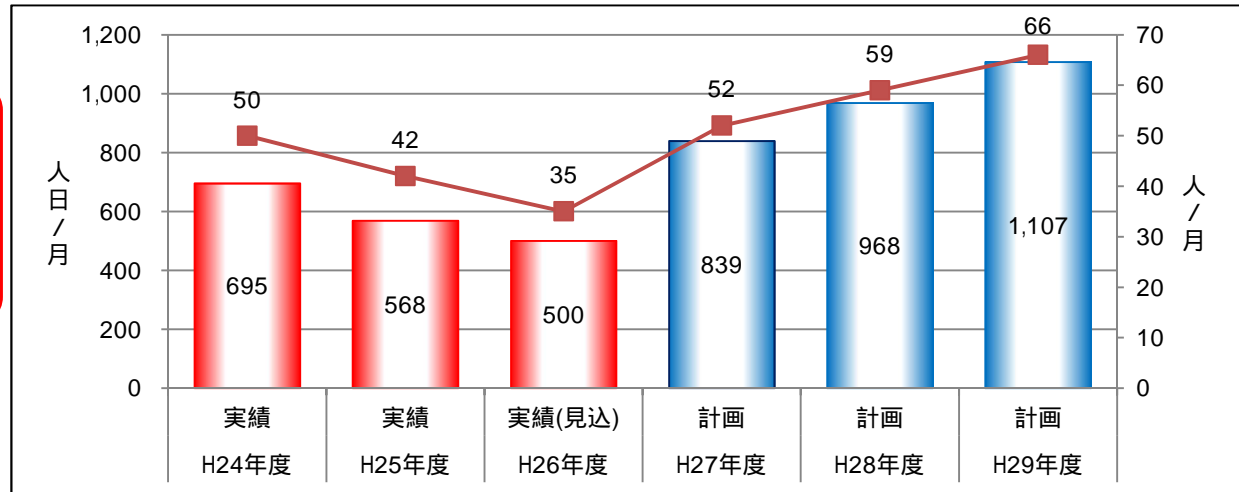
（2）日中活動系サービス

自立訓練（機能訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約2.21倍、利用者数約1.89倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	695	568	500	839	968	1,107
人/月	50	42	35	52	59	66

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

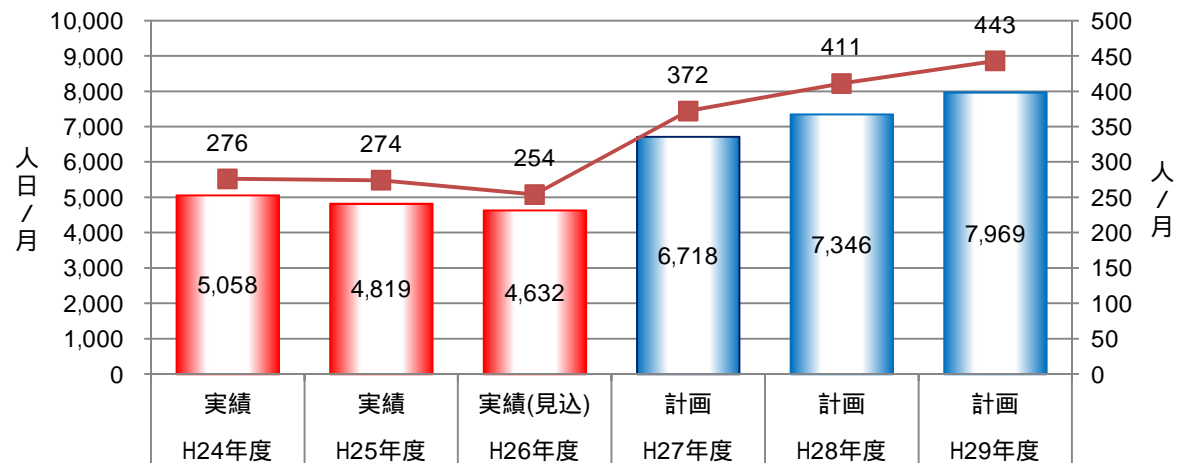
（2）日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.72倍、利用者数約1.74倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	5,058	4,819	4,632	6,718	7,346	7,969
人/月	276	274	254	372	411	443

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

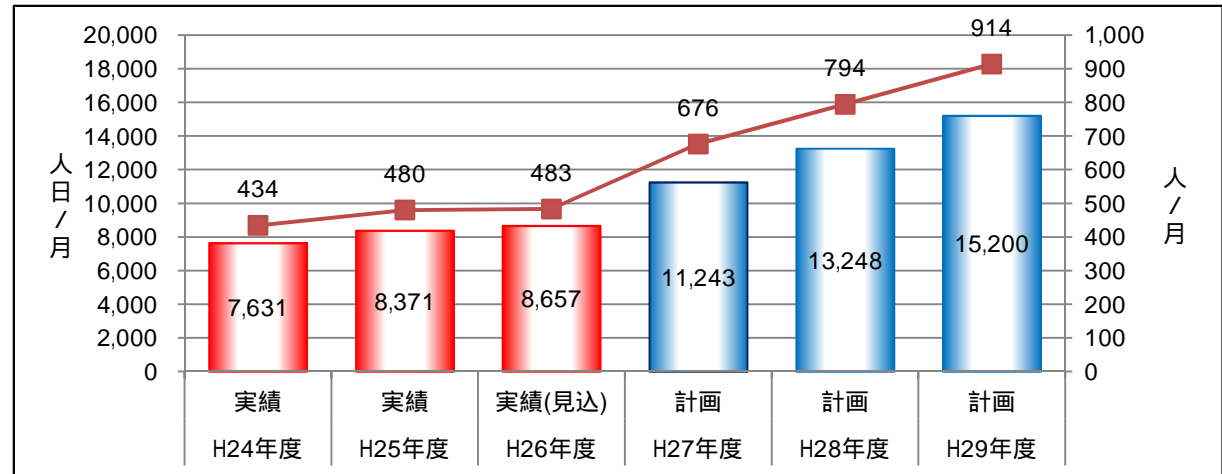
（2）日中活動系サービス

就労移行支援：就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.76倍、利用者数約1.89倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	7,631	8,371	8,657	11,243	13,248	15,200
人/月	434	480	483	676	794	914

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

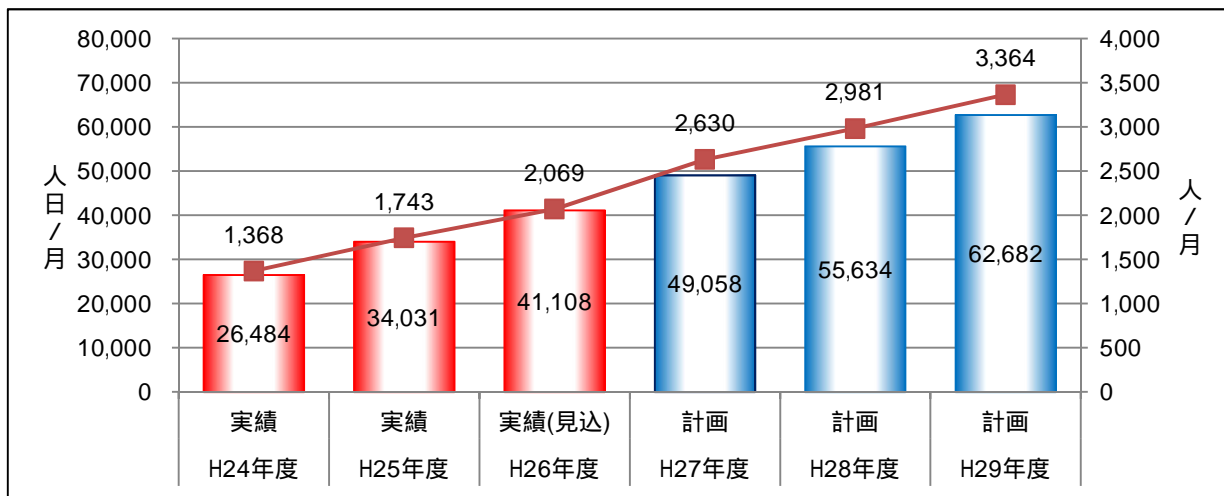
（2）日中活動系サービス

就労継続支援（A型）：一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.52倍、利用者数約1.63倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	26,484	34,031	41,108	49,058	55,634	62,682
人/月	1,368	1,743	2,069	2,630	2,981	3,364

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

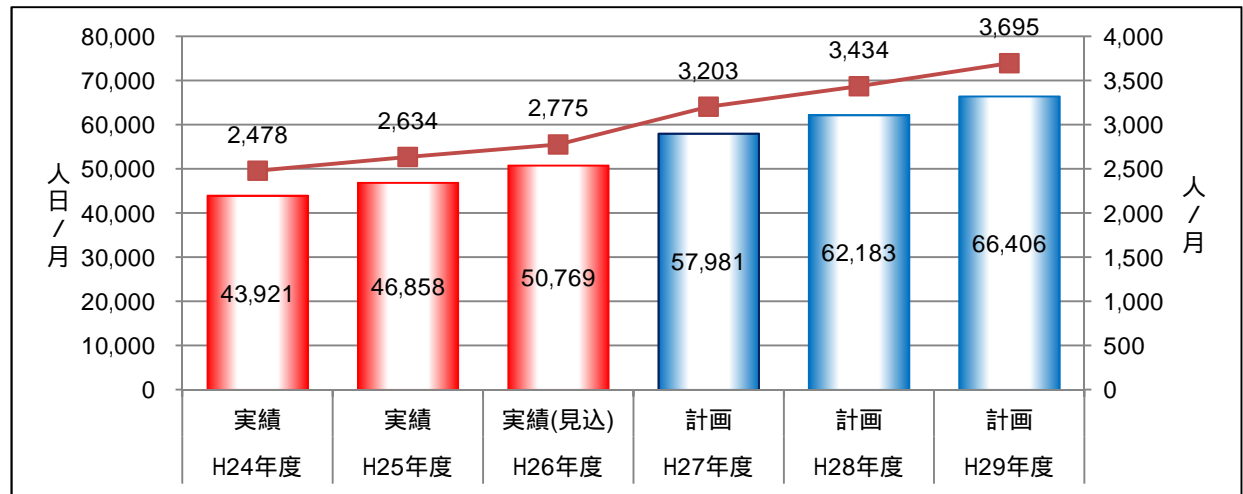
（2）日中活動系サービス

就労継続支援（B型）：一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.31倍、利用者数約1.33倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	43,921	46,858	50,769	57,981	62,183	66,406
人/月	2,478	2,634	2,775	3,203	3,434	3,695

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

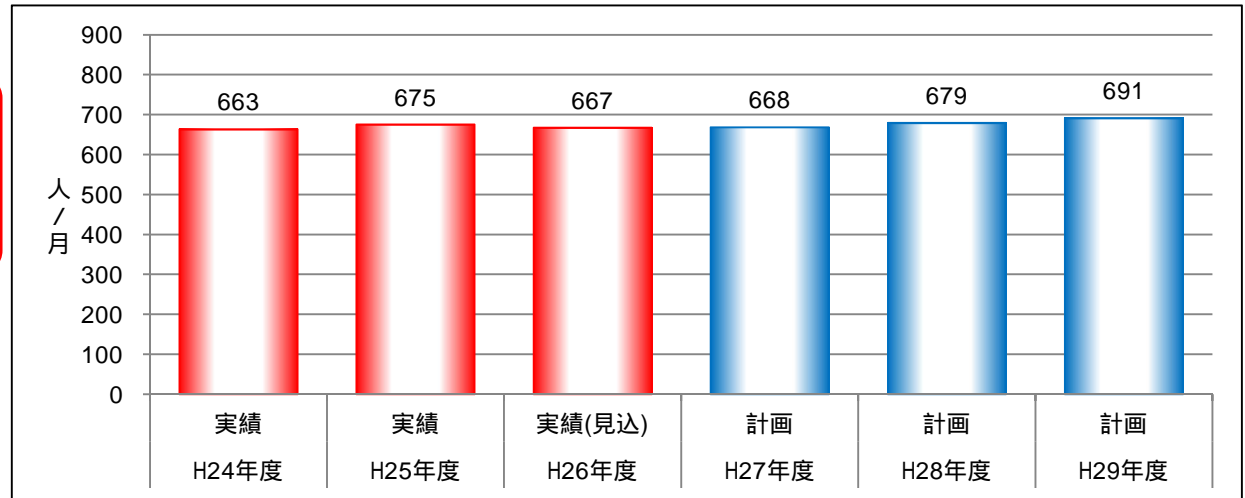
（2）日中活動系サービス

療養介護：医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用者数約1.04倍の見込み。



利用者数（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人/月	663	675	667	668	679	691

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（日中活動系サービス）

（2）日中活動系サービス

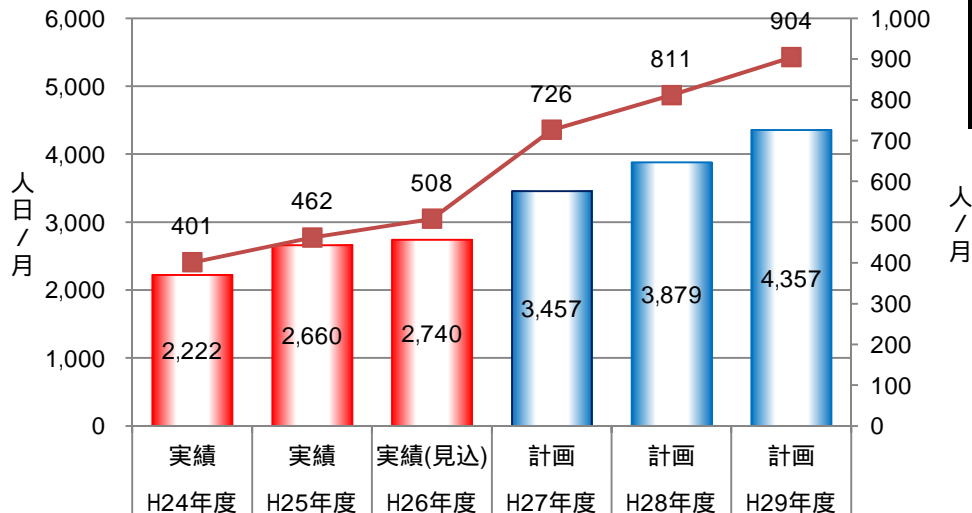
、 短期入所（福祉型、医療型）：家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	2,222	2,660	2,740	3,457	3,879	4,357
人/月	401	462	508	726	811	904
福祉型				2,895	3,273	3,674
				577	646	719
医療型				562	606	683
				149	165	185



【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.59倍、利用者数約1.78倍の見込み。

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（居住系サービス）

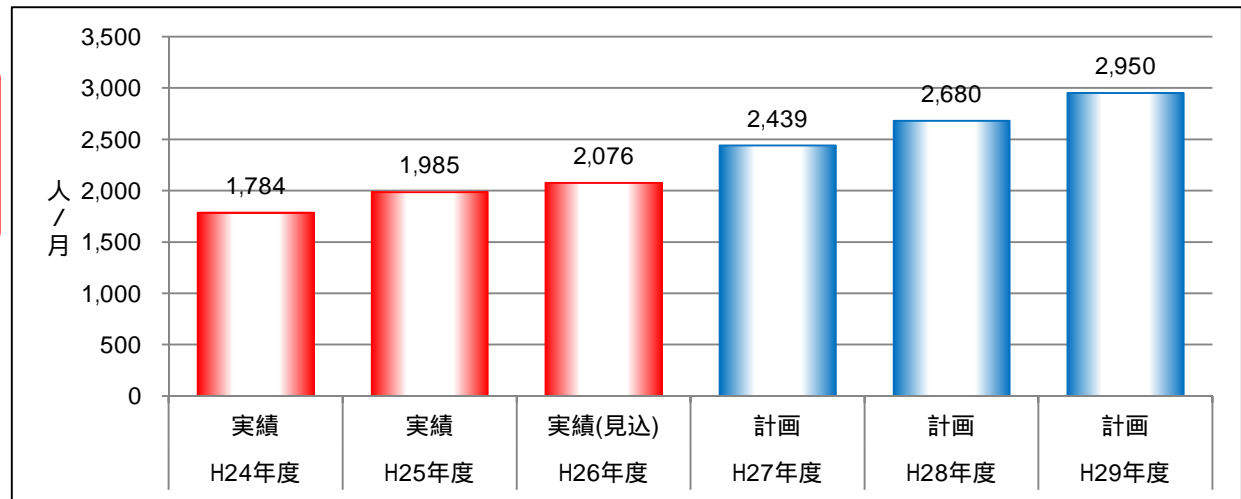
（3）居住系サービス

共同生活援助：地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用者数約1.42倍の見込み。



利用者数（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人/月	1,784	1,985	2,076	2,439	2,680	2,950

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み（居住系サービス）

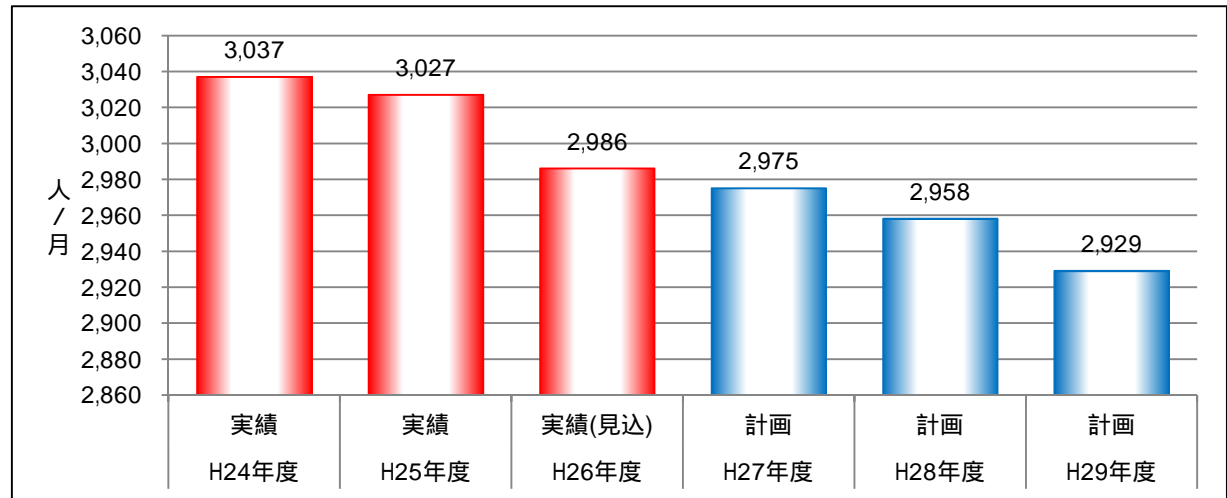
（3）居住系サービス

施設入所支援：施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

**【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と
比較し、H29年度には、利用者
数約1.9%減少の見込み。**



利用者数（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人/月	3,037	3,027	2,986	2,975	2,958	2,929

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障害福祉サービス等の必要な量の見込み〔相談支援〕

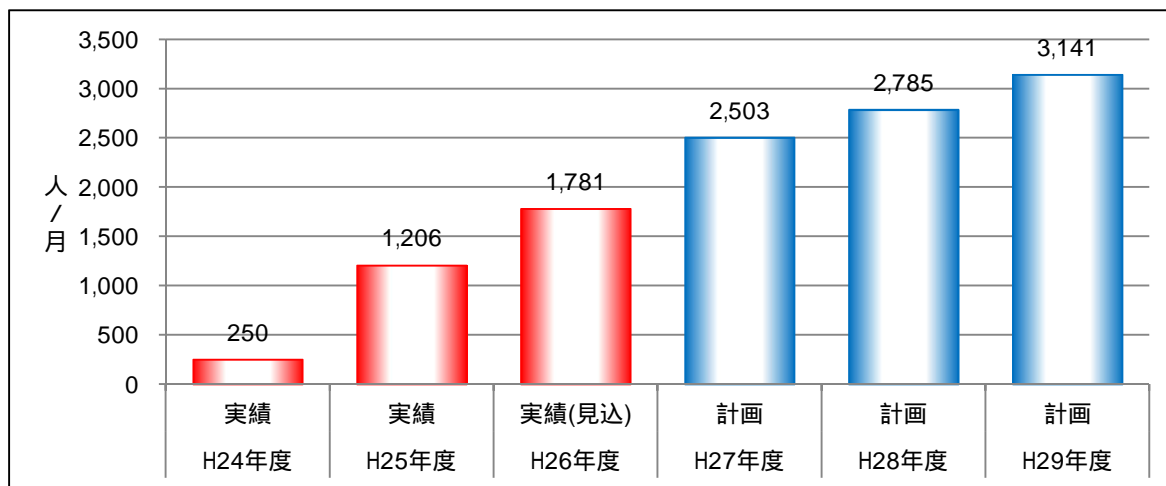
（４）相談支援

計画相談支援：地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

地域移行支援：住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

地域定着支援：地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用者数約1.76倍の見込み。



利用者数（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
計（人/月）	250	1,206	1,781	2,503	2,785	3,141
計画相談（人/月）	245	1,196	1,772	2,394	2,652	2,976
地域移行（人/月）	3	3	2	59	70	87
地域定着（人/月）	2	7	7	50	63	78

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障がい児支援等の必要な量の見込み（通所支援）

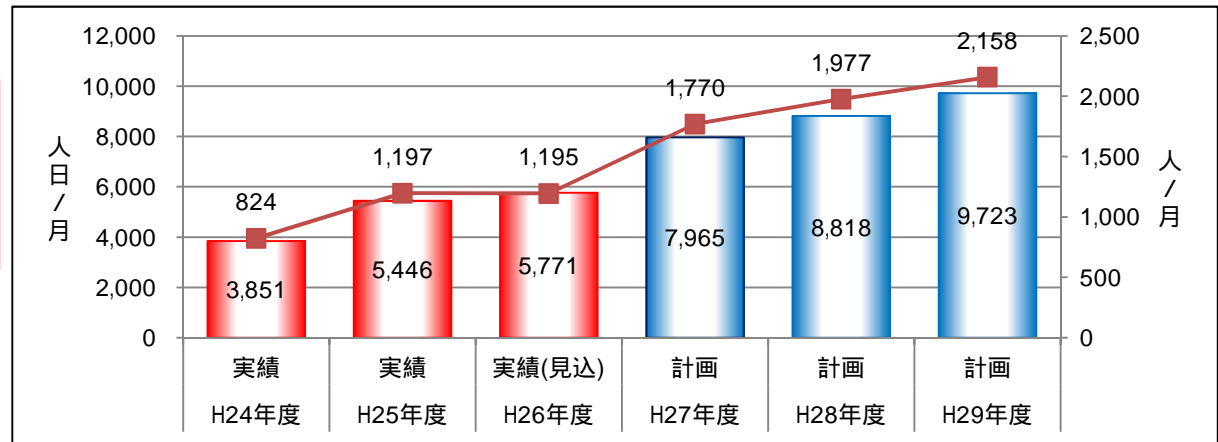
（1）障害児通所支援

児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.68倍、利用者数約1.81倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	3,851	5,446	5,771	7,965	8,818	9,723
人/月	824	1,197	1,195	1,770	1,977	2,158

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障がい児支援等の必要な量の見込み（通所支援）

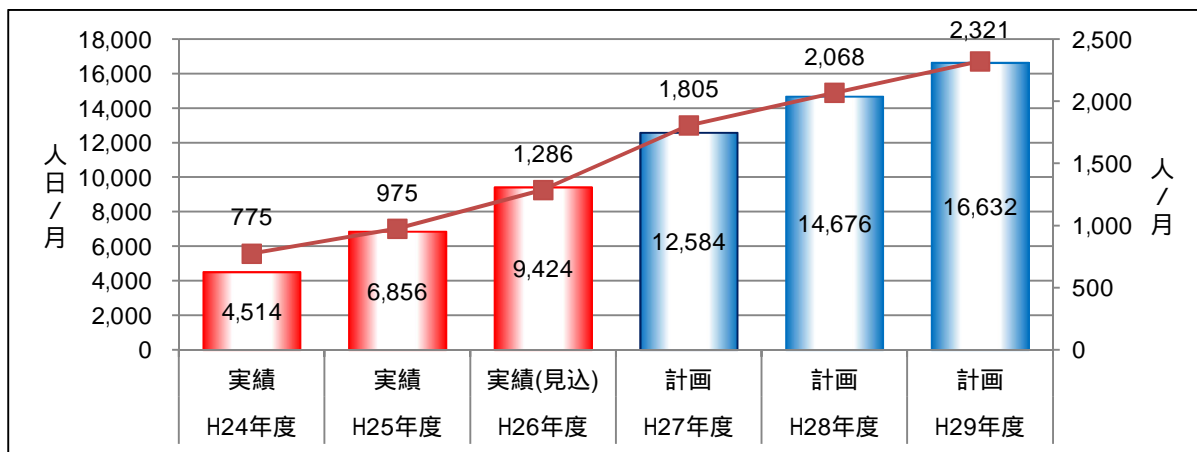
（1）障害児通所支援

放課後等デイサービス：授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のため必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.76倍、利用者数約1.80倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	4,514	6,856	9,424	12,584	14,676	16,632
人/月	775	975	1,286	1,805	2,068	2,321

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障がい児支援等の必要な量の見込み（通所支援）

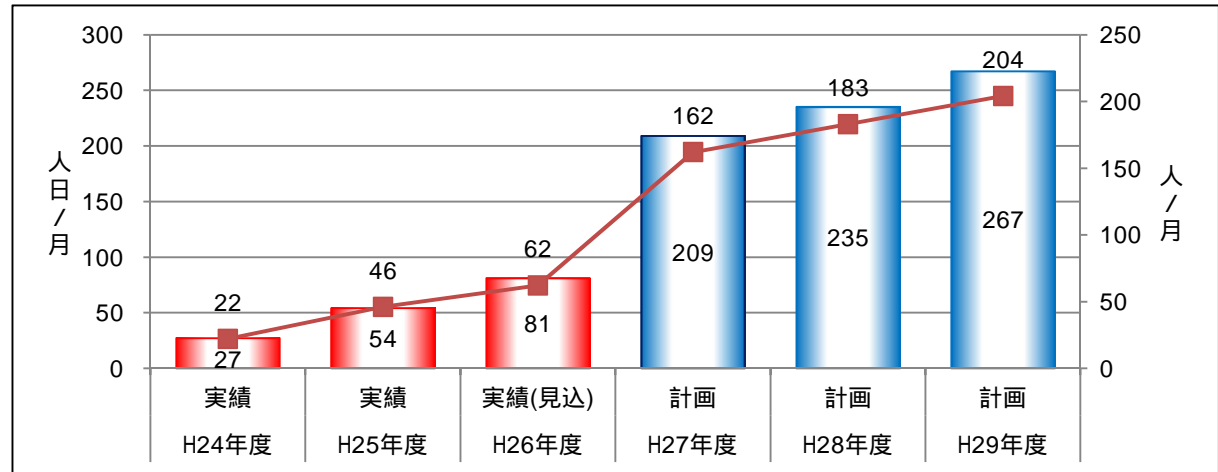
（1）障害児通所支援

保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約3.30倍、利用者数約3.29倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	27	54	81	209	235	267
人/月	22	46	62	162	183	204

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障がい児支援等の必要な量の見込み（通所支援）

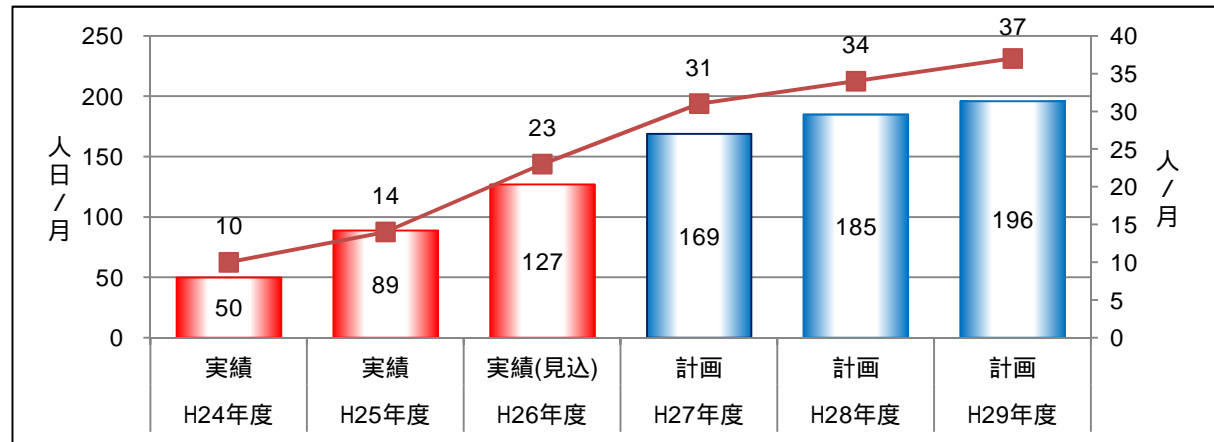
（1）障害児通所支援

医療型児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第4期計画における見込み】
H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用量約1.54倍、利用者数約1.61倍の見込み。



利用者数及び量（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人日/月	50	89	127	169	185	196
人/月	10	14	23	31	34	37

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

障がい児支援等の必要な量の見込み〔入所支援、相談支援〕

（2）障害児入所支援

、 障害児入所支援（福祉型、医療型）：施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

利用者数及び量（計画、実績）

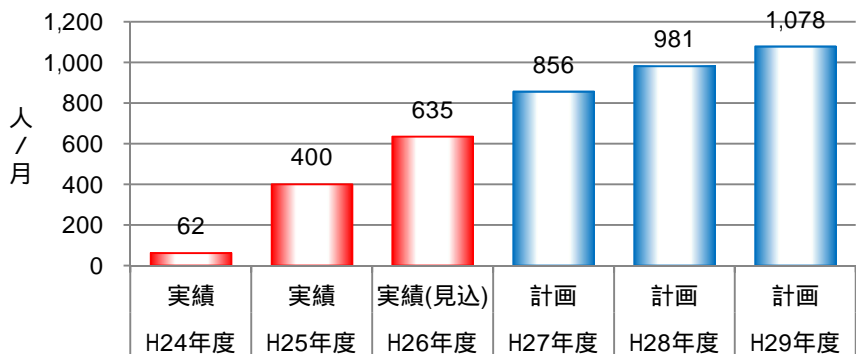
区分	第4期計画					
	H27年度		H28年度		H29年度	
	計画		計画		計画	
	福祉型	医療型	福祉型	医療型	福祉型	医療型
人/月	350	516	350	516	350	516

（3）障害児相談支援

障害児相談支援：障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。



【第4期計画における見込み】

H26年度実績（見込み）と比較し、H29年度には、利用者数約1.70倍の見込み。

利用者数（計画、実績）

区分	第3期計画			第4期計画		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	実績	実績	実績(見込)	計画	計画	計画
人/月	62	400	635	856	981	1,078

障害福祉サービス等の見込量については、月間の利用人数を推計し、その方に必要なサービス提供量を定めることとし、個別の単位については、次のとおりです。

時間分 : 月間のサービス提供時間

人日分 : 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分 : 月間の利用人数